



大規模自然災害発生時における相互支援 体制の整備に関する協定書

公益社団法人三重県獣医師会
公益社団法人滋賀県獣医師会
公益社団法人京都府獣医師会
公益社団法人大阪府獣医師会
一般社団法人兵庫県獣医師会
公益社団法人奈良県獣医師会
公益社団法人和歌山県獣医師会
公益社団法人京都市獣医師会
公益社団法人大阪市獣医師会
公益社団法人神戸市獣医師会

大規模自然災害発生時における相互支援体制の整備に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 近畿地区連合獣医師会に属する近畿地区の地方獣医師会は、大規模な自然災害の発生に際し、会員相互に支援体制を整備し、協力して速やかな復興に資することを目的とした協定を締結する。

(協定の構成員)

第2条 近畿地区連合獣医師会に属する次の地方獣医師会を構成員とする。

- (1) 公益社団法人三重県獣医師会
- (2) 公益社団法人滋賀県獣医師会
- (3) 公益社団法人京都府獣医師会
- (4) 公益社団法人大阪府獣医師会
- (5) 一般社団法人兵庫県獣医師会
- (6) 公益社団法人奈良県獣医師会
- (7) 公益社団法人和歌山県獣医師会
- (8) 公益社団法人京都市獣医師会
- (9) 公益社団法人大阪市獣医師会
- (10) 公益社団法人神戸市獣医師会

(支援本部の設置)

第3条 大規模な自然災害が発生し、被災した構成員から近畿地区連合獣医師会に支援要請があった時又は構成員が属する地域において甚大な被害の発生が想定される時は、近畿地区連合獣医師会に支援本部を置く。

- (1) 支援本部は、近畿地区連合獣医師会の幹事地方獣医師会内に置き、支援本部の事務局を兼ねる。
- (2) 前号において、幹事地方獣医師会が被災等により職務を遂行できない場合、第2条の順序に従い、他の地方獣医師会が職務を代行する。
- (3) 支援本部は、本部長が代表し総括する。
- (4) 本部長は、幹事地方獣医師会の会長をもって充てる。

(支援の内容)

第4条 この協定に基づき、次の支援を行う。

- (1) 動物救護物資の提供
- (2) 動物救護要員の派遣
- (3) 救護動物の受入

- (4) 職員等の派遣
- (5) その他、必要な支援

(支援要請の手続き)

第5条 構成員が第3条の支援要請を行う時は、本部長に被災状況、必要とする支援内容及び支援地域等を伝える。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認める時は、支援を行うことができる。

(支援の実施)

第6条 本部長は、前条第1項又は第2項に基づき支援を行う場合は、支援内容及び支援地域等を調整の上、構成員に協力要請する。

2 前項により協力要請を受けた構成員は、可能な範囲で支援活動を行う。

(支援本部の撤去)

第7条 本部長は、前条により支援を受けた構成員と協議の上、支援本部を撤去する。

2 前項により支援本部を撤去する時は、本部長は、構成員に連絡する。

(報告)

第8条 第6条第2項により支援活動を行った構成員は、支援内容及び支援に要した経費等を取りまとめて、本部長に報告する。

2 本部長は、支援本部を撤去後速やかに、全ての支援内容及び支援に要した全ての経費等を構成員に報告する。

(経費の負担)

第9条 前条第2項の支援に要した経費は、構成員が協議して負担する。

(協定の期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、構成員から申し出がない限り継続する。

(協議)

第11条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、近畿地区連合獣医師会において協議する。

令和2年3月20日